

受検者・保護者の皆さんへ

令和5年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のお願いについて

山形県教育委員会

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底を図るため、以下の点について留意していただくとともに、受検に向けての体調管理に万全を期すようお願いします。

1 適性検査等実施日（以下「検査実施日」という）の前日までの体調管理等について

- (1) 毎朝の検温や健康観察の実施、手洗い、マスクの着用、換気の徹底など、感染防止対策への取組みをお願いします。
- (2) 不要不急の外出の自粛、三密を避けるなどの対策を取るようお願いします。
- (3) 発熱・咳等の症状（※）が見られる場合は、あらかじめ医療機関を受診し、医師等の指示に従ってください。

※ 発熱・咳等の症状とは、37.5度以上の発熱がある。息苦しさ（呼吸困難）がある。強いだるさ（倦怠感）がある。味覚障害や嗅覚障害がある。咳の症状や咽頭痛が続いている。等

2 検査実施日の感染防止対策について

- (1) 検査会場では、不織布製マスクの着用をお願いします。なお、面接の際もマスクの着用をお願いします。なお、事情によりマスクを着用できない場合は、事前に東桜学館中学校に申し出てください。
- (2) 検査室の換気を適宜実施します。そのため、室温が低くなる場合もありますので重ね着で調整できるようにするなど、防寒対策をお願いします。
- (3) 休憩時間中、トイレの使用時及び昼食時にできる限り他者との接触、会話を控えてください。
- (4) 各検査室付近に消毒液を準備しますので、こまめに手指消毒をしてください。
- (5) 発熱・咳等の症状のある場合は、検査監督等に申し出てください。
- (6) 下校時は、昇降口の混雑を防ぐため、係の誘導に従ってください。

3 新型コロナウイルス感染症の感染者または感染者の濃厚接触者（※）となった場合について

※ 以下のような場合、濃厚接触者に該当する可能性がある。なお、濃厚接触者に該当するかどうかは、医療機関の判断による。

ア 感染者と同居している場合（例：家族等）

イ 感染可能期間（症状がある場合は発症日の2日前から、無症状である場合にはその検査日の2日前から療養終了まで）に、以下のような状況が1つでもある場合

例：感染者と1m以内でマスクの着用なしで15分以上接触（食事など）した場合

例：通気状況の悪い場所で感染者と長時間接触（会議、個室での作業、車での移動等）した場合

以下の表の、「受検者の症状」から「受検の可否」について確認し、「受検不可」または「別室受検」となる場合、その旨を速やかに東桜学館中学校に電話で連絡してください。

なお、抗原検査については、各自で検査キットを購入して実施してください。また、新型コロナウイルス感染症の感染者で症状がある場合は、発症日または陽性と確認された日から10日間が経過するまで、感染者で無症状の場合は7日間が経過するまで、感染者の濃厚接触者の場合は7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、これらの状況に該当する受検者は、東桜学館中学校までの移動について、往復ともに公共交通機関の使用を控えてください。

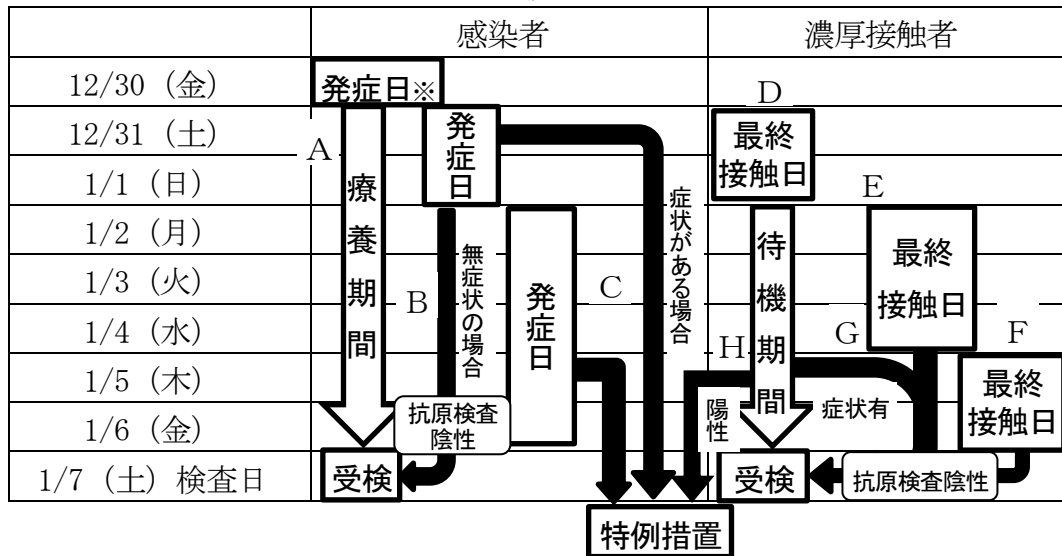
検査実施日（1月7日（土））の前日までに判明している場合は、1月6日（金）15時まで、検査実施日当日に判明した場合は、集合時刻までに、連絡してください。

	受検者の症状	受検の可否	備考
感 染 者	A 検査実施日前日までに治癒した場合	通常通り 受検	
	B 令和4年12月31日（土）から令和5年1月1日（日）にウイルス検査で陽性が確認されたが、症状がなく、1月6日（金）の朝の抗原検査で陰性の場合	通常通り 受検	陰性確認 書提出
	C <ul style="list-style-type: none"> 令和4年12月31日（土）以降に発症またはウイルス検査で陽性と判定され、症状がある場合 令和5年1月2日（月）以降に発症またはウイルス検査で陽性と判定された場合（無症状を含む） 令和4年12月30日（金）以前に発症またはウイルス検査で陽性と判定され、検査実施日も症状軽快（※）しない場合 	受検不可	特例措置 対象者 （4を参照）
濃 厚 接 触 者	D 検査実施日が待機期間を既に経過した場合	通常通り 受検	
	E 最終接触日が、令和5年1月2日（月）から4日（水）の間であり、かつ症状がなく、2日、3日目の抗原検査で陰性だった場合	通常通り 受検	陰性確認 書提出
	F 最終接触日が、令和5年1月5日（木）から6日（金）の間であり、かつ症状がなく、検査実施日の朝の抗原検査で陰性の場合	別室4で 受検	陰性確認 書提出
	G 検査実施日が待機期間中で、検査実施日に発熱・咳等の症状があるものの、抗原検査の結果、陰性である場合	別室2で 受検	陰性確認 書提出
	H <ul style="list-style-type: none"> 検査実施日が待機期間中で、発熱・咳等の症状があり、医師により「みなし陽性」と判断された場合 検査実施日が待機期間中で、発熱・咳等の症状があり、受検者が各自で実施した抗原検査の結果、陽性である場合 	受検不可	特例措置 対象者 （4を参照）

I インフルエンザ等の感染症に感染した場合	別室1で 受検	
J 発熱・咳等の症状がある場合	別室2で 受検	
K その他（上記 I J を除く）の体調不良等の場合	別室3で 受検	

※「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にある状態をいう。

参考 新型コロナウイルス発症日と受検の可否について



※ 発症日とは、新型コロナウイルス感染症の発症日またはウイルス検査で陽性と判定された日のことをいう。

上記表のB、E、F、Gに該当する場合は、「新型コロナウイルス感染症に係る抗原検査陰性確認書」（別紙様式1）に記載の上、検査実施日に東桜学館中学校へ提出してください。

4 受検者の特例措置について

新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者で検査実施日に欠席した受検者（3の表のC、Hに該当する受検者）については、「令和5年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者の特例措置による選抜に係る実施要項」に基づき選抜を実施します。

選抜の方法については、東桜学館中学校の基本理念を踏まえ、調査書中の記載事項を資料として総合的に判断し、入学定員とは別に可否を判定します。

特例措置による選抜を志願する者の保護者は、以下に従い対応してください。

- 提出物 ①「新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置承認申請書」（別紙様式2）
- ②「志願する者が特例措置に該当することを証明する書類（※）」

※ 医療機関から配布される書類、または本県が設置する陽性者健康フォローアップセンターから送られた「登録確認通知メール」の写し

○提出期限 令和5年1月10日（火）正午

○提出先 山形県立東桜学館中学校長

○その他 ①特例措置の対象者として承認された場合は、「新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置承認通知書」が送付されます。

②選抜結果通知書は、令和5年1月13日（金）に発送します。

5 当日、発熱・咳等の症状のある場合について

新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（3の表のC、Hの受検者）に該当せず、発熱・咳等の症状があったり、インフルエンザ等に罹患している場合は、別室で受検することになります。この場合、保護者は、その旨を速やかに東桜学館中学校に電話で連絡をしてください。

また、受検に配慮が必要となった場合にも、速やかに東桜学館学館中学校に電話で連絡をしてください。

6 その他

今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、追加的な対応を行う場合は、山形県教育庁高校教育課の以下のサイトに掲載します。

<山形県教育庁高校教育課 令和5年度県立中学校入学者選抜情報>

<https://www.pref.yamagata.jp/700013/koko/21210901r5tououtyuu.html>

